

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年3月6日に実施した消防局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月29日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

1 監査対象事務

使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和5年10月4日から令和6年3月6日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年8月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>イ 警防課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>(イ) 防火水槽用地の土地賃貸借契約で令和5年度中に売買により所有権が移転することとなった土地に係る賃借料について、契約書に基づき当該年の賃借料を日割し、1円未満の端数を旧所有者分は切り上げ、新所有者分は切り捨てて算定していた。</p> <p>このことについて確認したところ、「賃借料の日割による端数を新旧所有者双方で切り捨てると、それぞれ算定した賃借料の合算額が契約書に定める賃借料の年額より1円少なくなるため、市及び新旧所有者の3者で協議を行い決定した」とのことであった。</p> <p>国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号。以下「端数計算法」という。)では、端数計算に関し</p>	<p>令和5年10月4日から令和6年3月6日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>防火水槽用地に係る土地賃貸借契約は市内全域で計611件締結しており、土地評価額の見直しが必要な5年を契約期間として、地区ごとに契約時期を合わせて更新を行っているところでは、</p> <p>本事例につきましては、契約期間中に所有者変更が生じた土地に係る賃借料の算定に当たり、契約書に基づき年額賃借料を日割した際の1円未満の端数金額について、端数計算法に関する認識不足により、新旧所有者との協議により旧所有者分の端数を切り上げるものとしてしまったものです。</p> <p>御指摘のとおり、日割した賃借料の端数は切り捨てるべきであるため、今年度の契約更新に当たっては契約書の規定を見直し、日割算定した額の1円</p>

ては端数計算法の定めが他の法令に優先するとし、地方公共団体の債権又は債務の確定金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるとしている。

本件について見ると、本件土地の賃借料は新旧所有者とそれぞれ締結した賃貸借契約に基づく市の債務であることから、本来、当該契約に基づき日割した賃借料の端数は切り捨てるべきであった。

今後は、端数計算法を遵守するとともに、契約書に端数処理を明示するなど、適正に事務を執行されたい。

【警防課】

未満の端数は切り捨てる旨を明記するとともに、年度の途中において契約締結または契約解除した場合の1年に満たない期間の日割賃借料について、当該年度に閏年の2月29日を含む場合は366日を基に日割算定する規定を設けた新たな契約書により更新を行いました。

今後につきましては、新たな契約書により端数計算法を遵守し、再発防止に努めてまいります。また、旧契約書にて契約している土地に同様の事例があった場合は、所有者に端数計算法の適用を受ける旨説明の上、合意解約書の中に端数計算及び閏年の算定方法について明記する等、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

【警防課】